

鹿屋市奨学資金企業代理返還制度事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿屋市奨学資金条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第206号）第12条の規定に基づき、奨学資金の返還を行う者を雇用する企業等が、その者の奨学資金の返還に係る負担を軽減するため、その者に代わって市に返還を行う制度（以下「代理返還制度」という。）を利用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 借受人 次のいずれにも該当する奨学生であった者をいう。

ア 奨学資金の返還を行う者

イ 奨学資金の返還期間の全期間において滞納がない者

(2) 返還企業 借受人を雇用する企業等であって、当該借受人に代わって奨学資金を返還するものをいう。

(奨学資金の返還義務)

第3条 借受人は、代理返還制度を利用した場合においてもなお、奨学資金の返還に関する借受人の債務者としての地位は消滅せず、貸与を受けた奨学資金の全額について返還の義務を負う。

2 返還企業は、代理返還制度の利用期間中に限り、借受人に代わり任意に奨学資金を返還するものであって、借受人が貸与を受けた奨学資金の全部又は一部について、現在及び将来における返還の義務を負わない。

(代理返還制度の利用に係る合意)

第4条 代理返還制度を利用しようとする企業等は、鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用合意書（別記第1号様式。次条において「合意書」という。）により、市との間で代理返還制度の利用に係る合意をするものとする。

(返還企業の誓約)

第5条 返還企業は、前条の合意をするに当たり、次に掲げる事項を誓約しなければならない。

(1) 返還企業が、合意書の提出日の前日から起算して過去1年間に、労働基準法

(昭和22年法律第49号) その他の関係法令に違反したことにより罰金以上の刑に処せられた企業等に該当せず、かつ、提出日以後においても該当しないこと。

(2) 代理返還制度の利用は、合意書で定める合意日以後に開始すること。

(3) 次に掲げる借受人の不利益となる取扱いを行わないこと。

ア 労働協約、就業規則、労働契約等に定められた借受人の賃金を減額すること。

イ 借受人に対し、代理返還（代理返還制度を利用して返還企業が奨学資金を返還することをいう。以下同じ。）をした額の支払又は当該額に見合う労働を求めること。

ウ 借受人のうち一部の者にのみ不利益となる取扱いを行うこと。

(4) 返還企業が、鹿屋市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成24年鹿屋市告示第147号）第3条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

(5) 代理返還制度の利用に当たり、この要綱及び合意書に記載のない事項については、鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指示に従うこと。

（合意の取消し）

第6条 市は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、返還企業との間における代理返還制度の利用に係る合意を取り消すものとする。

(1) 前条の規定による返還企業の誓約が虚偽であったことが判明したとき。

(2) 返還企業が前条各号に掲げる誓約事項に違反する状態となったとき。

(3) 返還企業が鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用合意取消申請書（別記第2号様式）を市に提出したとき。

(4) 返還企業に重大な問題が発生し、当該返還企業による代理返還制度の利用が適当でないと教育委員会が判断したとき。

2 市は、前項の規定により合意が取り消されたときは、その旨を鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用合意取消通知書（別記第3号様式）により返還企業及び借受人に通知するものとする。

3 第1項の規定により合意が取り消されたときは、当該返還企業において代理返還制度を利用している全ての借受人について、前項の規定による通知がされた日以後における代理返還制度の利用を中止するものとする。

4 返還企業は、合意の取消しに至った理由について、借受人に対し誠実かつ丁寧に説明し、借受人が十分納得するよう努めなければならない。

(再合意禁止期間)

第7条 前条の規定により代理返還制度の利用に係る合意を取り消した後、当該返還企業が代理返還制度の利用について再度合意をするためには、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める期間が経過することを要するものとする。

- (1) 第5条第1号に掲げる誓約事項に虚偽があり、又はこれに違反したとき その事実が解消された日から起算して1年間
- (2) 第5条第3号に掲げる誓約事項に虚偽があり、又はこれに違反したとき その事実が解消された日から起算して2年間
- (3) 第5条第4号に掲げる誓約事項に虚偽があり、又はこれに違反したとき その事実が解消された日から起算して5年間
- (4) 前条第1項第3号に該当したとき 同号の申請書の提出日から起算して3年間
- (5) 前条第1項第4号に該当したとき 教育委員会が適当と認める期間

(合意の周知)

第8条 教育委員会は、広報紙、ホームページ等に返還企業の企業名等を掲載し、返還企業が代理返還制度の利用について市と合意をしている事実の周知に努めるものとする。ただし、当該周知について返還企業が希望しないときは、この限りでない。

2 返還企業は、自社のホームページ、求人広告等において、代理返還制度の利用について市と合意をしている事実を掲載することができる。ただし、第6条の規定により合意を取り消した後は、これを掲載することができない。

(利用開始の申込み)

第9条 返還企業は、雇用する借受人の代理返還を開始するときは、当該借受人及び返還企業が連名で鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用開始申込書（別記第4号様式。以下「利用開始申込書」という。）により教育委員会に申し込まなければならない。

(返還方法)

第10条 返還企業が代理返還を行うときは、次の各号に掲げる方法のうちいずれか

を選択し、月賦により返還するものとする。

(1) 市が発行する納付書によって金融機関の窓口で返還する方法

(2) 市が発行する納付書によって教育委員会の窓口で返還する方法

2 返還企業が代理返還を行う場合の返還額は、借受人の月賦返還額の全部又は一部とする。

3 前項の規定により返還企業が借受人の月賦返還額の一部を返還するときは、月賦返還額の残額は、借受人が月賦により返還するものとする。

4 返還企業が利用開始申込書に定めた代理返還額の全部又は一部を返還しないときは、市が指定する方法により、借受人が当該返還されない額を返還しなければならない。

(情報開示)

第11条 教育委員会は、借受人の求めに応じて、奨学資金の返還残高、返還状況その他の奨学資金の返還に関する情報を当該借受人に対し開示するものとする。この場合において、返還企業は、当該奨学資金の返還に関する情報について、当該借受人に対し開示を求めることができる。

(利用中止の申出)

第12条 代理返還を中止しようとする返還企業は、鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用中止申出書（別記第5号様式）により教育委員会に申し出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申出を受けた場合において、代理返還の利用を中止するときは、鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用中止通知書（別記第6号様式）により返還企業及び借受人に通知するものとする。

(返金)

第13条 教育委員会は、原則として、第6条第2項の規定による合意の取消しの通知又は前条第2項の規定による利用の中止の通知をする前に返還企業から返還された奨学資金は、これを返金しない。ただし、教育委員会が社会的な影響等を考慮し返金すべき事由があると判断したときは、返還企業及び借受人に文書で通知の上、既に返還された奨学資金の全部又は一部を返還企業に返金することができる。

2 前項ただし書の規定により返還企業に返金された奨学資金は、借受人が速やか

に市に返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、代理返還制度に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用合意書

年 月 日

甲	(代理返還企業) (住所) (企業名) (役職名・代表者名) 印
乙	鹿屋市共栄町20番1号 鹿屋市 代表者 鹿屋市長 印

甲と乙は、甲が甲の従業員（以下「借受人」という。）の鹿屋市奨学資金（以下「奨学金」という。）について、鹿屋市奨学資金企業代理返還制度を利用し返還するに当たり、次のとおり合意する。

本合意の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

（目的）

第1条 この合意は、借受人を雇用する甲が借受人の奨学金の返還に係る負担を軽減するため、借受人に代わって乙に返還を行う制度（以下「代理返還制度」という。）を利用する場合の取扱いについて必要な事項を定める。

（奨学金の返還義務）

第2条 借受人は、代理返還制度を利用した場合においてもなお、奨学金の返還に関する借受人の債務者としての地位は消滅せず、貸与を受けた奨学金の全額について返還の義務を負う。

2 甲は、代理返還制度の利用期間中に限り、借受人に代わり任意に奨学金を返還するものであって、借受人が貸与を受けた奨学金の全部又は一部について、現在及び将来における返還の義務を負わない。

(誓約事項)

第3条 甲は、次に掲げる事項を誓約する。

(1) 本合意書の提出日の前日から起算して過去1年間に、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令に違反したことにより罰金以上の刑に処せられた企業等に該当せず、かつ、提出日以後においても該当しないこと。

(2) 代理返還制度の利用は、合意書で定める合意日以後に開始すること。

(3) 次に掲げる借受人の不利益となる取扱いを行わないこと。

ア 労働協約、就業規則、労働契約等に定められた借受人の賃金を減額すること。

イ 借受人に対し、代理返還（代理返還制度を利用して甲が奨学金を返還することをいう。以下同じ。）をした額の支払又は当該額に見合う労働を求めること。

ウ 借受人のうち一部の者にのみ不利益となる取扱いを行うこと。

(4) 鹿屋市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成24年鹿屋市告示第147号）第3条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

(5) 代理返還制度の利用に当たり、この要綱及び合意書に記載のない事項については、乙の指示に従うこと。

(合意の取消し)

第4条 乙は、次に掲げる事由が生じたときは、甲との間における代理返還制度の利用に係る合意を取り消すものとする。

(1) 前条の規定による甲の誓約が虚偽であったことが判明したとき。

(2) 甲が前条各号に掲げる誓約事項に違反する状態となったとき。

(3) 甲が鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用合意取消申請書（別記第2号様式）を乙に提出したとき。

(4) 甲に重大な問題が発生し、甲による代理返還制度の利用が適当でないとき乙が判断したとき。

2 乙は、前項の規定により合意が取り消されたときは、その旨を鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の合意取消通知書（別記第3号様式）により甲及び借受人に通知するものとする。

3 第1項の規定により合意が取り消されたときは、甲において代理返還制度を利用している全ての借受人について、前項の規定による通知がされた日以後における代理返還制度の利用を中止するものとする。

4 甲は、合意の取消しに至った理由について、借受人に対し誠実かつ丁寧に説明し、借受人が十分納得するよう努めなければならない。

（再合意禁止期間）

第5条 前条の規定により代理返還制度の利用に係る合意を取り消した後、甲が代理返還制度の利用について再度合意をするためには、次に掲げる事由に応じ、当該各号に定める期間が経過することを要するものとする。

(1) 第3条第1号に掲げる誓約事項に虚偽があり、又はこれに違反したとき その事実が解消された日から起算して1年間

(2) 第3条第3号に掲げる誓約事項に虚偽があり、又はこれに違反したとき その事実が解消された日から起算して2年間

(3) 第3条第4号に掲げる誓約事項に虚偽があり、又はこれに違反したとき その事実が解消された日から起算して5年間

(4) 前条第1項第3号に該当したとき 同号の申請書の提出日から起算して3年間

(5) 前条第1項第4号に該当したとき 乙が適当と認める期間

（合意の周知）

第6条 乙は、広報紙、ホームページ等に甲の企業名等を掲載し、甲が代理返還制度の利用について乙と合意をしている事実の周知に努めるものとする。ただし、当該周知について甲が希望しないときは、この限りでない。

2 甲は、自社のホームページ、求人広告等において、代理返還制度の利用について乙と合意をしている事実を掲載することができる。ただし、第4条の規定により合意を取り消した後は、これを掲載することができない。

(利用開始の申込み)

第7条 甲は、雇用する借受人の代理返還を開始するときは、当該借受人及び甲が連名で鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用開始申込書（別記第4号様式。以下「利用開始申込書」という。）により乙に申し込まなければならない。

(返還方法)

第8条 甲が代理返還を行うときは、次に掲げる方法のうちいずれかを選択し、月賦により返還するものとする。

(1) 乙が発行する納付書によって金融機関の窓口で返還する方法

(2) 乙が発行する納付書によって鹿屋市教育委員会の窓口で返還する方法

2 甲が代理返還を行う場合の返還額は、借受人の月賦返還額の全部又は一部とする。

3 前項の規定により甲が借受人の月賦返還額の一部を返還するときは、月賦返還額の残額は、借受人が月賦により返還するものとする。

4 甲が利用開始申込書に定めた代理返還額の全部又は一部を返還しないときは、乙が指定する方法により、借受人が当該返還されない額を返還しなければならない。

(情報開示)

第9条 乙は、借受人の求めに応じて、奨学金の返還残高、返還状況その他の奨学金の返還に関する情報を当該借受人に対し開示するものとする。この場合において、甲は、当該奨学金の返還に関する情報について、当該借受人に対し開示を求めることができる。

(利用中止の申出)

第10条 甲は代理返還を中止しようとする場合、鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用中止申出書（別記第5号様式）により乙に申し出なければならない。

2 乙は、前項の規定による申出を受けた場合において、代理返還の利用を中止するときは、鹿屋市企業代理返還制度の利用中止通知書（別記第6号様式）により甲及び借受人に通知するものとする。

(返金)

第11条 乙は、原則として第4条第2項の規定による合意の取消しの通知又は前条第2項の規定による利用の中止の通知をする前に甲から返還された奨学金は返金しない。ただし、乙が社会的な影響等を考慮し返金すべき事由があると判断したときは、甲及び借受人に文書で通知の上、既に返還された奨学金の全部又は一部を甲に返金することができる。

2 前項ただし書の規定により甲に返金された奨学金は、借受人が速やかに乙に返還しなければならない。

(その他)

第12条 この合意書に定めるもののほか、代理返還制度に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

第2号様式（第6条関係）

鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用合意取消申請書

鹿屋市長 様

(住所)

(企業等名)

(役職名・代表者名)

印

年 月 日付で鹿屋市と合意していた鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用について、次のとおり合意を取り消したいので申請します。

【取消申請】

1	申請日	年 月 日
2	取消理由	
3	現在代理返還制度を利用中の借受人の有無	あり ・ なし
4	3で「あり」の場合、その者の奨学生番号及び氏名	番号 () 氏名

注意

上記4で複数の借受人がいる場合には、4の欄内に該当する借受人を全て記入すること。欄内に記入できない場合は、別紙を添付し、4の欄内に「添付の別紙に記入」と記入すること。

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

（企業等名）

（代表者名）

鹿屋市長

鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用合意取消通知書

年 月 日に貴社と本市の間で締結した鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の合意について、下記の理由により取り消しますので通知します。この通知書の通知日以後、貴社の借受人について代理返還を受け付けません。

なお、取消理由の事実が解消された日から起算して下記の期間は、企業代理返還制度について、再度合意を締結することはできません。

また、企業代理返還制度を利用している借受人がいる場合、借受人に対し合意の取消しに至った理由について、誠実かつ丁寧に説明し、借受人が十分納得するよう努めてください。合意の取消以後、借受人との間で問題が生じても本市はその責任を負うものではないことを申し添えます。

記

【取消理由】

--

【再度合意ができない期間】

取消理由の事実が解消された日から起算して、

_____年

第 号
年 月 日

(奨学生番号)

(氏名)

鹿屋市長

鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用合意取消通知書

あなたが勤務する企業と本市の間で、 年 月 日に締結した鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の合意について、下記の理由により取り消しますので通知します。

この合意の取消しにより、あなたの鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用は、この通知書の通知日をもって中止されます。通知日以後は、毎月の返還額について、その全額をあなたが返還する必要があります。この返還について、返還方法を定める必要がありますので、本通知を受領後すぐに御連絡ください。

【取消理由】

--

注意

取消理由が返還企業による合意取消申請書の提出による場合、当該申請書の提出理由については本市ではお答えできませんので、勤務する企業に直接お問い合わせください。

第4号様式（第9条関係）

鹿屋市教育委員会 様

鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用開始申込書

返還企業	(住所) (企業名等) (役職名・代表者名) 印
借受人（元奨学生）	(住所) (氏名) 印

返還企業と借受人は、申込みの内容及び裏面の企業代理返還（以下「代理返還」という。）の内容について熟読し承諾した上で、鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し連名で代理返還の利用開始を申し込みます。また、代理返還の利用を中止する場合は、返還企業がその申込みをすれば足り、借受人の承諾は必要ないことを確認します。

【申込内容】

利用開始申込日	年 月 日	
初回代理返還希望月	年 月分から	
借受人の月賦返還額	総額	円
	(ア) うち返還企業による代理返還額	円
	(イ) うち本人による返還額	円

総額 = (ア) + (イ) となること。（裏面へつづく）

【返還企業】

- ・返還企業は、代理返還制度の利用期間中に限り、借受人に代わり任意に奨学資金を返還するものであって、借受人が貸与を受けた奨学資金の全部又は一部について、現在及び将来における返還の義務を負わない。
- ・返還企業と鹿屋市の間でされた鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用合意書の内容が取り消された場合、返還企業は合意の取消しに至った理由について、借受人に対し誠実かつ丁寧に説明し、借受人が十分納得するよう努めなければならない。
- ・返還企業は、教育委員会から送付される納付書によって上記の申込内容のとおり返還する。振込手数料が発生する場合は、返還企業がこれを負担する。
- ・返還企業は、労働協約、就業規則、労働契約等において、借受人の賃金を減額する等、借受人について不利益となる扱いをしてはならない。
- ・返還企業は、代理返還した金額について借受人に対し求償してはならない。
- ・返還企業は、代理返還した金額について返還の義務に見合う労働を求めてはならない。
- ・返還企業は、借受人の奨学金返還残高、返還状況等の情報について、借受人に対し開示を求めることができる。
- ・返還企業は、合意取消し又は利用中止の通知前に返還した返還金については、鹿屋市に対し返金を請求しない。また、鹿屋市はこれを返金しない。
- ・その他、代理返還の利用に当たり、合意書及びこの申込書に記載のない事項については教育委員会の指示に従う。

【借受人】

- ・借受人は、代理返還制度を利用した場合においてもなお奨学資金の返還に関する借受人の債務者としての地位は消滅せず、貸与を受けた奨学資金の全額について返還の義務を負う。
- ・返還企業と鹿屋市の間で締結された鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用合意書の内容が取り消された場合、それに伴いこの申込みに基づく同制度の利用も中止される。
- ・返還企業が上記の申込内容に定めた方法により返還しないときは、教育委員会の指定する方法により借受人が月賦返還額の全額を返還しなければならない。
- ・借受人から情報開示の請求があった場合に限り、教育委員会は奨学資金の返還に関する情報を借受人に対し開示することができる。
- ・返還企業により鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用中止申出書が提出され、教育委員会がそれに基づき理由中止を決定した場合、借受人の承諾の有無にかかわらず、代理返還制度の利用が中止される。以後の毎月の返還額についてはその全額を借受人が返還しなければならない。その場合の返還額、返還方法等については、教育委員会の指示に従う。
- ・その他、代理返還の利用に当たり、合意書及びこの申込書に記載のない事項については教育委員会の指示に従う。

第5号様式（第12条関係）

鹿屋市教育委員会 様

鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用中止申出書

返還企業	(住所) (企業名等) (役職名・代表者名)	印
------	------------------------------	---

返還企業は、次の内容で、企業代理返還制度の利用中止を申し出ます。

【申出内容】

代理返還の利用を中止する借受人の奨学生決定番号及び氏名	決定番号（ ） 氏名
利用中止申出日	年 月 日
最終代理返還希望月	年 月分まで
利用を中止する理由	

注意

利用を中止する理由については、借受人の退職、解雇又は人事制度の改定等の利用を中止するに至った理由がわかればよく、借受人の退職理由や解雇理由又は人事制度の改定の理由まで記述する必要はない。ただし、横領や贈収賄等、借受人が不法な利得を得るような犯罪行為により懲戒解雇するに至った場合は、可能な限り詳細を記入すること。欄内に記入できない場合は、別紙を添付し、「添付の別紙に記入」と記入すること。

（企業等名）

（代表者名）

鹿屋市長

鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用中止通知書

貴社から申込みのあった下記の借受人の鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用中止について、下記通知内容のとおり利用を中止しますので通知します。この通知書の通知日以後、下記の借受人について代理返還を受け付けません。

なお、借受人に対し利用の中止に至った理由について、誠実かつ丁寧に説明し、借受人が十分納得するよう努めてください。利用の中止以後、借受人との間で問題が生じても本市はその責任を負うものではないことを申し添えます。

記

【通知内容】

代理返還の利用を中止する借受人の奨学生決定番号及び氏名	決定番号（ ） 氏名
最終代理返還月	年 月分まで
利用を中止する理由	

第 号
年 月 日

(奨学生番号)

(氏名)

鹿屋市長

鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用中止通知書

あなたが利用されている鹿屋市奨学資金企業代理返還制度について、あなたが勤務する企業から利用中止の申込みがありましたので、下記通知内容のとおり中止しますので通知します。

これによりあなたの鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用は、この通知書の通知日をもって中止されます。通知日以後は、毎月の返還額について、その全額をあなたが返還する必要があります。この返還について、返還方法を定める必要がありますので、本通知を受領後すぐに御連絡ください。

記

【通知内容】

代理返還の利用を中止する借受人の奨学生決定番号及び氏名	決定番号 () 氏名
最終代理返還月	年 月分まで
利用を中止する理由	